

令和8年度島根県への移住就農促進に係るプログラム実施業務委託仕様書

1. 目的

本県の農業において、人口減少や高齢化により担い手不足が続いており、県内はもとより、県外の新規就農希望者の確保が必要である。

一方で、農業の担い手確保に向け、全国的に対面活動が活発になっており、就農希望者を他産地と競合している状況下にある。

については、民間会社と連携し、自営就農希望者の確保、就農相談継続、移住、研修等へのステップアップにつながるよう、民間会社との協働により自営就農者の確保を図り、本県農業の担い手確保を推進することを目的とする。

2. 委託業務名

島根県への移住就農促進に係るプログラム実施業務

3. 委託期間

契約締結日～令和9年3月12日

4. 委託料上限

3, 157千円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 委託業務の内容

(1) プログラムの設計・運営

- ・以下(3)から(5)を満たすプログラムを設計・調整・運営する。
- ・プログラムの具体的な内容等については、委託者と協議の上、決定する。

(2) プログラム受講者の募集

- ・農業関連情報サイトへの情報掲載や委託事業者の有する就農希望者へのアクセス手法等を活用し、島根県への移住・自営就農に興味を持つ者へ広く募集活動を行うこと。
- ・プログラムの募集定員は成果目標達成に必要な受講生の確保を目指す。

・受講対象者は以下のとおりとし、プログラムの申し込み及び問い合わせ先として公表可能な窓口を設けること。

- ア 島根県へ移住し、自営就農等を検討している者
- イ 移住・就農へ意欲を示しており、就農地域が未確定の者
- ウ 60歳未満の者

(3) プログラム受講申込者の面談

- ・プログラム受講希望者には、受託事業者で島根県やしまね農業振興公社等とのオンライン面談の調整を行い、プログラム受講の可否を決定すること。
- ・プログラム実施中には、各受講者が市町村やしまね農業振興公社等との個別オンライン面談を調整すること。

(4) オンライン講座

- ・受講者は、希望する就農形態に沿う島根県内の地域と密着した講座を行うため、面談内容を基になく地域を委託者と協議し決定すること。
- ・決定した地域と講座内容を協議の上、該当する受講者と日程を調整し実施すること。

※実施イメージ：受講者の就農希望品目等をまとめた際に施設園芸、有機農業、果樹、畜産、半農半Xがあがったとすると、該当する品目等で自営就農者を求めている地域と講義内容を調整し実施。受講者は自身の希望する講座のみ受講。（各品目で3回の講義を行うなら5種×3回＝15回のオンライン講座を調整）

- ・移住や就農に必要な事や就農先の選択等について学ぶことを目的とした座学を各地域複数回実施すること。なお、1回あたりの講義時間は1～2時間程度とする。
- ・産地概要や地域での就農事例を取り入れる等、受講生の移住や就農の意欲を喚起するとともに、島根県への関心が高まるような方策を講じること。
- ・オンライン講座は複数地域の内容を聞きたい受講者がいることを想定し、可能な限り同日に時間をずらして開催すること。
- ・オンライン講座の内容は録画し、欠席者や受講者のうち希望する者が後日視聴できるようにすること。

（5）島根県農業体験プログラムへの誘導

- ・受講者には原則受講期間中にしまね農業振興公社等が実施する島根県農業体験プログラムの活用を行うよう調整すること。
- ・受託者は受講生の体験プログラムへの参加に同行することに努めること。また、同行が困難な場合は委託者等と協議の上、受講生の実施状況が把握できる体制をとるよう調整すること。

（6）プログラム受講生と島根県とをつなぐ業務

- ・以下の業務を行い、島根県への移住や就農に関心を持ってもらうとともに、県内地域とのマッチングを図る。
 - ア 受講生の関心事項や就農に係る検討状況の定期的な把握
 - イ 受講生の検討状況に応じた就農相談や地域への仲介、情報提供
 - ウ 移住・就農イベント等の定期的な情報発信

（7）委託者等との情報共有

- ・契約期間中は受講者の検討状況を原則1か月に1回程度確認し、委託者に報告するとともに、受講者が島根県内の地域等へ相談するよう誘導すること。

（8）成果目標

- ①受講者のうち島根県農業体験プログラム等活用者 20名以上
- ②受講後、島根県での就農意欲を促し、地域と具体的な就農検討段階に至った者 10名以上
を目標とする。

（9）その他

- ・座学及び農業体験プログラムの各回の参加者を対象としたアンケートを実施し、集計すること。アンケートは、内容の習得度、就農や移住への意識変容、プログラムの評価を問う内容とするが、事前に委託者と協議すること。

6. 委託業務完了後の提出書類

本委託業務完了後、7日以内に業務実績（プログラム受講生の概要、座学及び農業体験プログラムの実

施状況、アンケート集計)に関する報告書を作成し、委託者に提出すること。

7. 著作権等

業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の権利は、県に帰属するものとする。

8. その他

- (1) 関係法令に従い、適正に業務を遂行すること、
- (2) 本事業の全部または主たる部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、本事業の一部についてあらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、再委託した業務に伴う第三者の行為については、受託者がすべての責任を負うものとする。
- (4) 事業実施にあたっては、個人情報の取り扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図る。
- (5) 契約締結後、速やかに業務を開始すること。また業務の実施にあたっては、県と充分協議したうえで行うこと。
- (6) 受託者は、業務遂行にあたり、県と定期的な打ち合わせを行うとともに、県から進捗状況の報告を求められた場合には速やかに対応すること。
- (7) この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は、県と受託者双方で協議のうえ決定する。
- (8) 契約に要する経費は受託者の負担とすること。
- (9) 契約締結後の県との打ち合わせや進捗状況の報告等に係る経費も、この委託料に含むものとする。